

資料 3

平成25年度第3回震災復興推進本部会議 審議・報告

提出日：平成25年6月25日

担当部課：震災復興部復興政策課〔内線 5514〕

同部区画整理課、同部基盤整備課、

同部集団移転対策課

①件名
復興整備計画への掲載事業追加について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき創設された復興整備計画は、被災自治体が復興整備事業を進める際に、一つの計画の下で、個別法による各種手続を処理することを可能とした特例措置である。</p> <p>同計画を活用することで、防災集団移転促進事業などの各種事業を対象に、都市計画法や農地法等の個別法による許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理など、各種復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を図るための特例措置が講じられる。</p> <p>【目的】</p> <p>復興整備計画の活用により、復興整備事業を円滑かつ迅速に推進する。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>東日本大震災復興特別区域法</p> <p>【〔震災復興基本計画との整合性〕 計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/>有・無 <input type="checkbox"/>無】</p> <p>石巻市震災復興基本計画</p> <p>第6章 3 震災復興特区制度の活用</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>○平成24年2月17日 復興整備協議会設立</p> <p>○以降、11回開催した復興整備協議会を経て復興整備計画に記載した事業は以下のとおり。</p> <p>(1) 市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none">・再開発事業 1地区（中央三丁目1番地区）・土地区画整理事業 9地区 （新蛇田、新渡波、新渡波西、新蛇田南地区、あけぼの北地区、新門脇地区、湊東地区、下釜第一地区、湊北地区） <p>(2) 防災集団移転促進事業 46地区</p> <p>(3) 都市施設の整備に関する事業 6事業（都市計画道路4路線、防災緑地都市公園2地区）</p> <p>(4) その他施設の整備に関する事業（石巻泊浜太陽光発電事業）</p> <p>○平成25年6月13日 第12回石巻市復興整備協議会開催</p> <p>○平成25年6月21日 石巻市復興整備計画（第10回変更）の公表</p>

<p>⑤主な内容</p>
<p>1 復興整備計画に新たに追加掲載した復興整備事業</p> <p>(1) 市街地開発事業</p> <p>① 石巻市立町二丁目5番地区第一種市街地再開発事業（H24年度～H26年度）</p> <p>② 石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業（H25年度～H32年度）</p> <p>※ 掲載済の「新門脇地区土地区画整理事業」の面積変更についても協議会です了承</p> <p>2 掲載済の事業で、手続の特例措置について了承された事業</p> <p>(1) 防災集団移転促進事業</p> <p>8地区の許認可等の特例措置</p> <p>（桃浦、小網倉浜・清水田浜、給分浜、十八成浜、泊浜、大浜、月浦、羽坂・桑浜）</p> <p>※ 農地転用、地域森林計画区域の変更、土地利用基本計画の変更、自然公園の開発許可等</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>復興整備事業の円滑な実施が図られる。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>他被災自治体においても、事業熟度の高まった事業から順次復興整備計画に記載し、復興事業を進めている。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>○平成25年8月8日 第13回石巻市復興整備協議会</p> <p>【予定案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市中央一丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業 ・防災集団移転促進事業に係る手続の特例措置追加（10地区：自然公園開発行為許可等） ・都市計画道路事業（大街道石巻港線、門脇稲井線） ・須江地区内陸型産業用地津波復興拠点整備事業 <p>※ 予定案件については、宮城県及び関係省庁と調整中のため、今後変更の可能性あり。</p>
<p>⑨その他</p>
<p></p>